

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

代表理事 高瀬 清 様

公益財団法人 日本野鳥の会

理事長 佐藤 仁志 様

日本野鳥の会道北支部

支部長 小杉 和樹 様

北海道ラムサールネットワーク

代表 小西 敢 様

北海道環境生活部環境局環境政策課
環境計画担当課長 山田 幸喜

「道北7事業（増幌・樺岡・川西・川南・勇知・芦川・豊富山）風力発電事業環境影響評価準備書」及びその他の事業について

本道の環境行政の推進について、日頃から、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年7月15日付けで御質問のありました、このことについて、次のとおり回答いたします。

記

1 ゾーニングを行った上での事業実施について

環境影響評価制度（以下「アセス制度」という。）は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画する事業者が、事業の実施に先立ち、予め、主務大臣、地方公共団体、地域の専門家等、一般の方々などから保全すべき環境の情報を得ながら、調査、予測及び評価を行い、事業の実施に当たり自らの責任において適正な環境配慮を行うための仕組みです。

このため、道は、事業者が、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類等の生息環境はもとより地域の生態系や景観等に対する影響について、的確に調査、予測及び評価を行い、その過程を通じて、事業の位置や規模、風力発電設備の配置や構造等の検討結果を取りまとめた事業計画について、北海道環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の議を経て、環境保全の見地から必要な意見を述べてきたところであり、今後とも、アセス制度に沿った手続を通じて、事業者に対して適切な環境配慮を求めてまいりたいと考えております。

2 総合的多角的観点からの慎重審議について

道に提出された風力発電事業計画については、事業者が、騒音及び超低周波音、動植物や景観などの多岐にわたる環境影響評価項目について実施した調査、予測及び評価結果や環境影響の回避又は低減を図るための環境保全措置の実施内容などについて、学識者等で構成する審議会において、専門的立場から慎重に審議していただき、審議会からの答申を得て、知事としての意見を述べてきているところです。

アセス制度では、知事意見を形成するための期間が限られていることから、今後とも、定められた期間の中で、風力発電事業を取り巻く様々な課題などを踏まえた意見を述べてまいりたいと考えております。

3 複合的影響に関する環境影響評価の実施について

現在、本道では、複数の風力発電事業が進められており、事業実施区域が近接している場合など、その累積的な影響が懸念されるところです。

事業毎にアセス制度の手続の段階が異なりますが、事業実施案として位置付けられる準備書の段階では、風力発電機の配置や騒音パワーレベルが明らかにされることから、審議会からは、既設風力発電所を含む事業者間の騒音及び超低周波音、鳥類や景観に対する影響をはじめ、工事の実施時期が重複することによる累積的な影響の調査、予測及び評価の実施の必要性について答申があり、道としては、それを受け、事業者に対し、専門家等の助言を得るなどして、累積的な影響の調査、予測及び評価を適切に行うよう求めてきております。

特に、道北地域では、異なる風力発電事業者が、準備書段階と方法書段階の事業に係る対象事業実施区域を重複あるいは近接して設定しているほか、既設風力発電所に隣接して区域を設定するなどの状況があることから、道としては、先行する事業者が準備書段階にある場合、後続の事業者が累積的な影響の調査、予測及び評価を行うことが必要と考えており、今後とも、重大な環境影響の回避又は低減を図るため、事業者が適切な対応を行うよう意見を述べてまいりたいと考えております。

環境影響評価グループ
担当 萩原
TEL 011-204-5981